

第3章 分野別施策の具体的方策

第1節 地域生活の支援

障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、障がい者及び障がい児が必要な支援を受け、社会参加の機会と自らの選択の機会が確保された日常生活又は社会生活を送ることができるよう、質の高い障害福祉サービス等を提供し、地域生活の支援に努めます。

現状と課題

障がい者及び障がい児の支援は、基本的人権を守り、自立と社会参加を進めていくものでなくてはなりません。

国の第2次障害者基本計画（平成15～24年度）において、それまでの「障がい者は施設」という認識を改め、障がい者の施設等から地域生活への移行を推進する方針が打ち出されたことに伴い、本県でも平成17年度策定の愛媛県障害者計画（第3次）以降、地域生活の支援を障がい福祉施策の基本とし、障害福祉サービスの提供や障がい者の地域移行の推進等に努めてきました。

今後さらに、障がい者の地域生活の支援を推進していくためには、障がい者が、住み慣れた地域で、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育、雇用、男女参画等の各分野におけるサービスが有機的に連携され、一元的かつ計画的に提供されるとともに、サービスの量的・質的拡充を図る必要があります。

このため、障がい者やその家族が、地域生活において必要な支援を適切に受けることができるよう、意思決定支援の推進、相談支援体制の強化、地域移行支援や在宅サービス等の充実、障がい児支援の充実、福祉用具の普及促進と利用支援、サービスの質の向上等に引き続き取り組む必要があります。

具体的取組み

1 意思決定支援の推進

- ① 自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者が、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの周知や相談支援従事者研修等を通じた普及に努めることなどにより、必要な支援等が行われることを推進します。

- ② 知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、市町及び相談支援事業所等関係機関と連携し、普及啓発及び利用促進に努めます。

2 相談支援体制の強化

(1) 相談支援体制の充実

- ① 障がい者が身近な地域で、自らの望む生活を営むうえで、気軽に相談することができ、適切な相談支援を受けることができる体制を、市町や相談支援事業所等関係機関と連携して構築します。
- ② 適切なサービス等利用計画等を作成できる相談支援専門員を養成するため、法定研修の充実・強化を図るとともに、専門的知識を取得するための各種研修を実施し、相談支援専門員の資質向上を図ります。
- ③ 地域の中核として活躍できる相談支援専門員を養成するとともに、市町等に相談支援に関するアドバイザーを派遣し、地域における相談支援体制の強化を図ります。
- ④ 相談支援の質の向上や地域における相談支援体制の強化を図るため、「愛媛県相談支援専門員人材育成ビジョン(平成31年3月)」に基づき、県、市町(地域)、事業所等がそれぞれの役割を担い、連携して、日常的に地域で人材育成ができる相談支援体制の整備に取り組めます。
- ⑤ 地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者への総合的な相談支援の実施や、相談支援事業者への専門的な指導助言・人材育成等を行う基幹相談支援センターの設置を促進します。
- ⑥ 障がい者同士が行う助け合いとして有効かつ貴重な手段とされるピアカウンセリングの担い手である身体障害者相談員、知的障害者相談員等の資質の向上により、相談体制の充実を図ります。また、視覚障がい者及び聴覚言語障がい者の相談・指導に当たる専門相談員についても、その活用を推進します。
- ⑦ 保健所や難病相談支援センター等において、難病患者等のニーズに対応した日常生活上の悩みや不安に対する相談支援や家族の交流会を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及び家族の生活の質の向上を図ります。
- ⑧ 発達障がい者(児)やその家族に対し、より身近な地域において、早期の適切な支援やライフステージに応じ一貫した支援を行えるよう、市町における発達障がいの相談に総合的に対応するワンストップ窓口の設置を促すとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。

また、県発達障がい者支援センター（あい♥ゆう）では、市町において解決困難な専門性の高い相談支援や市町担当者の資質向上等の機能を一層強化し、重層的な支援体制の整備を図ります。

- ⑨ 高次脳機能障害について、支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的支援を行うとともに、相談支援協力機関の設置による地域支援ネットワークの整備のほか、保健所において支援手法等に関する研修を実施するなど適切な支援体制の整備を図ります。
- ⑩ 県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした、医療・福祉・教育にわたる総合的な相談支援体制の構築に努めます。
- ⑪ 中央児童相談所、婦人相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所を統合し設置した県福祉総合支援センターにおいて、各種相談に対する一体的な対応の強化を図るとともに、一元的な相談支援体制の充実に努めます。

(2) 自立支援協議会の機能強化及び活性化

- ① 障がい者等への支援体制における方向性について話し合い、市町自立支援協議会等に対する助言を行う機関として、県障がい者自立支援協議会の体制の充実に努めます。
- ② 県障がい者自立支援協議会の専門部会において、専門的な調査や検討を行い、支援方策等を提案・報告することで、県及び市町自立支援協議会等の機能強化及び活性化を図ります。
- ③ 市町自立支援協議会等の圏域単位、地域単位での連携を強化し、情報を各協議会等で共有するとともに、県障がい者自立支援協議会を含めた課題解決の仕組みの確立を図ります。

3 地域移行支援、在宅サービス等の充実

- ① 障がい者が身近な地域で安心して自立した地域生活を送ることができるよう、市町と連携し、居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービス、短期入所や生活介護等の日中活動系サービス、グループホーム等の居住系サービスや就労継続支援等の訓練系・就労系サービス等の障害福祉サービス等の充実に努めます。
- ② 障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町が地域の実情に応じ実施する相談支援、成年後見制度利用支援、移動支援等の地域生活支援事業の拡充を支援します。

- ③ 障がい者がそのニーズに応じ、必要なサービスを適切に選択できるよう、制度の周知に努めるとともに、また、多様なサービスを提供できるよう、市町や関係機関等と連携し、広く情報提供を行うことなどにより事業者の参入を促進します。
- ④ 障害者支援施設は、障がいの重度化・高齢化に対応する専門的なケアを担うとともに、入所者の地域での自立生活に向けた訓練やグループホーム、公的賃貸住宅、一般住宅への入居支援等に取り組み、施設から地域生活への移行を推進します。
- ⑤ 障がいの地域における居住の場の一つとして、多様な形態のグループホームの整備を促進します。
- ⑥ 精神障がい者とその家族が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者等の情報共有や連携強化を図るとともに、地域での受入条件が整えば退院可能な長期に入院する精神障がい者に対しては、病院・施設・相談支援事業者・ピアサポーター等と連携を図り、社会的自立を支援し、地域生活への円滑な移行を推進するための体制整備に努めます。
- ⑦ 障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市町又は圏域単位による地域生活支援拠点等の整備促進や必要な機能の強化・充実を支援します。
- ⑧ 医療的ケアを含め、常時介護を必要とする障がい者が地域で安心して生活を送ることができるよう、障害福祉サービス等の充実やグループホーム等の施設整備の促進を図ります。

4 障がい児支援の充実

- ① 障がい児やその家族が、身近な地域において、「子ども・子育て支援法」に基づく支援給付や支援事業など必要な支援を受けることができる体制の整備を進めます。
- ② 「児童福祉法」に基づく障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）や「障害者総合支援法」に基づく居宅介護、短期入所、日中一時支援等の拡充を図り、在宅の障がい児に対する必要な支援が、身近な地域で受けられる体制づくりを進めます。
- ③ 障がい児の保育所や放課後児童クラブでの受け入れを進めるため、障がい児保育を担当する保育士及び障がい児対応を行う放課後児童支援員等の資質向上を図るとともに、幼稚園における特別支援教育を推進します。

- ④ 文部科学省と厚生労働省が連携して取りまとめた家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告も踏まえ、学校や家庭に加えて、医療・福祉・保健・労働等の関係機関が連携するネットワークを強化し、学校と地域が一体となった早期からの支援体制の整備に取り組みます。
- ⑤ 発達障がい児やその家族に対し、より身近な地域において、早期の適切な支援やライフステージに応じ一貫した支援を行えるよう、市町における発達障がいの相談に総合的に対応するワンストップ窓口の設置を促すとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。また、県発達障がい者支援センター（あい♥ゆう）では、市町において解決困難な専門性の高い相談支援や市町担当者の資質向上等の機能を一層強化し、重層的な支援体制の整備を図ります。
- ⑥ 障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、県立子ども療育センター等県内14施設で障がい児（者）療育支援事業を実施し、関係機関と連携を図りながら、身近な地域で適切な相談や指導を受けることができる環境の整備を進めます。
- ⑦ 県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした、医療・福祉・教育にわたる総合的な相談支援体制の構築に努めます。（再掲）
- ⑧ 障がいに関する専門的機能を有し、障がい児やその家族の多様なニーズに対応できる療育機関としての役割を担うことができる児童発達支援センターや障害児入所施設について、その機能の拡充や必要な施設の整備を支援します。
- ⑨ 医療的ケア児等に対し、地域において包括的な支援が提供できるよう、福祉、医療、保健、教育等の関係機関の連携促進に努めます。

5 福祉用具の普及促進と利用支援

- ① 良質（ユニバーサルデザイン化等）で安価な福祉用具等に関する情報の提供や相談窓口の整備を促進するとともに、研修等を通じて、福祉用具に関する相談等を行う職員員の資質向上を図ります。
- ② 身体障害者手帳の対象とならない軽度から中等度の聴覚障がい児に対する補聴器の購入助成について、全国共通の制度として実施するよう国に要望するとともに、引き続き、市町と協力して助成を行います。
- ③ 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成とこれら補助犬に対する理解を深め、補助犬を使用する身体障がい者の施設等の利用の円滑化を図ります。

6 障害福祉サービスの質の向上等

- ① 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、サービスを提供する事業者に対し、指定基準等を遵守した事業運営について指導や監査を実施します。
- ② 障害福祉サービス事業者等に対する第三者評価の実施や障害福祉サービス等情報公表制度により、事業者が提供するサービスや従事者の資質の向上を図ります。
- ③ 障害福祉サービスに関する苦情に対応するため、県社会福祉協議会が設けている県福祉サービス運営適正化委員会の積極的な周知を図り、円滑なサービス利用を支援します。
- ④ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供については、市町や事業者等において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した対応が実施されるよう理解と協力の促進を図ります。
- ⑤ 介護保険サービスに移行する65歳以上の高齢障がい者が、継続して同一の事業所から支援を受けられるようにするとともに、福祉人材の有効活用を図るため、障害福祉サービスと介護保険サービスを提供する共生型サービス事業所の設置を推進します。

第2節 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

障がい者が、必要な情報をスムーズに取得及び利用できるよう情報アクセシビリティの向上を図るとともに、その意思を表示し、他人とのコミュニケーションを円滑に行うことができるよう意思疎通支援の充実を図ります。

現状と課題

障がいの有無にかかわらず、自分に必要かつ正確な情報を取得・利用することや、自分の意思を示し、他者とコミュニケーションをとることは、日常生活や社会生活を送るうえで必要不可欠なことです。また、情報通信技術が進展したことで、より簡単に情報を入力でき、発信できるようになりましたが、障がいに対する配慮がないと、障がいのある人とない人の間で得られる情報の格差が広がり、コミュニケーションに支障が生じるおそれがあります。

平成23年の「障害者基本法」の改正では、第3条第3号で「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と規定されるとともに、第22条では、情報の利用におけるバリアフリー化等について規定されました。また、以前の「障害者自立支援法」では「手話通訳等」という表現を用いていましたが、聴覚障がい者への手話通訳や要約筆記に限らず、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障がい者への代読や代筆、知的障がいや発達障がい・高次脳機能障害等のある人とのコミュニケーション、重度の身体障がい者に対するコミュニケーションボードなど、障がいの特性等に応じた多様な伝達方法があることから、「障害者総合支援法」では「意思疎通支援」という名称を用いて、概念的に幅広く解釈できるようになりました。

さらに、視覚障がい者等の読書環境を整備促進し、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができるよう、令和元年6月に「読書バリアフリー法」が施行され、取り組みが進められています。

このような中、県においては、障がい者が、必要な情報をスムーズに取得及び利用できるよう情報アクセシビリティの向上を図るとともに、その意思を表示し、他人とのコミュニケーションを円滑に行うことができるよう意思疎通支援の充実を図る必要があります。

具体的取組み

- 1** 行政情報のアクセシビリティの向上
- ① 行政情報の提供等に当たっては、字幕や音声等の適切な活用や、文字の大きさや字体、カラーユニバーサルデザインなどに配慮し、わかりやすい表現にするなど、多様な障がいの特性に応じた対応に努めます。
- ② 「愛媛県ホームページにおけるアクセシブルなコンテンツの作成に関する指針」に基づき、障がい者や高齢者に配慮した、誰もが利用しやすいホームページの作成及び運営に努めます。
- ③ 「読書バリアフリー法」の趣旨に基づき、国と連携を図りながら、視覚障がい者等の読書環境の整備促進に努めます。
- 2** 意思疎通支援の充実
- ① 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、市町と連携して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症向け意思疎通支援者、手話・点訳・音訳の各奉仕員（ボランティア）等の養成及び資質向上に努めるとともに、各種大会や会議等への派遣を支援し、意思疎通支援の確保・充実に努めます。
- ② 障がい者に対応した情報機器やソフトウェアの情報を提供するとともに、情報やコミュニケーションに関する情報機器の活用方法等の生活訓練を行います。
- ③ 県視聴覚福祉センターにおいて、視聴覚障がい者の自立と社会参加を一層促進するため、総合的な福祉サービスの拠点となるような複合施設として、視聴覚障がい者への情報提供や各種訓練、ボランティアの養成、文化活動の支援等を行います。
- ④ 身体障害者手帳の対象とならない軽度から中等度の聴覚障がい児に対する補聴器の購入助成について、全国共通の制度として実施するよう国に要望するとともに、引き続き、市町と協力して助成を行います。（再掲）

第3節 保健・医療対策の充実

保健・医療対策は、障がいのある人もない人も全ての県民が健康で安心して暮らし、健やかで心豊かな人生を送るための重要な要素です。このため、障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防、さらには身近な地域における適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供、精神保健・医療施策や難病等に関する施策の充実に努め、障がい者の保健・医療対策の一層の充実に努めます。

現状と課題

健康であることは、県民全ての願いであり、豊かで生き生きと生活するための基本です。

県においては、平成25年に策定した、第2次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり21」に基づき、県民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、主体的に健康づくりを実践できるよう取組みを進めるとともに、全ての県民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、県民総ぐるみの健康づくり運動を展開しています。

また、近年、社会生活環境の複雑化によるストレスの増大に伴い、うつ病等の精神疾患患者が増加する中、心の健康を保持増進するための取組みは重要性を増しています。

このような中、障がい者が安心して地域生活を送れるよう、障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防、さらには身近な地域における適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供、精神保健・医療施策や難病等に関する施策の充実に努め、障がい者の保健・医療対策の一層の充実に努めます。

具体的取組み

1 障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防

(1) 健康相談、健康教育、健康診査等健康づくりの充実

① 母親学級、育児学級の充実を図り、障がいの発生の予防についての知識の普及に努めます。

② 子どもが健やかに生まれる環境づくりのために、生涯を通じた女性の健康支援や市町が実施する妊婦健康診査を充実させるとともに、県立中央病院総合周産期母子医療センターを核とする周産期医療体制の維持・強化を図ります。

- ③ 先天性代謝異常等の早期発見・早期治療により障がいの発生を予防するため、新生児を対象にマススクリーニング検査を実施します。
- ④ 難聴児への早期支援を促進するため、新生児に対する聴覚検査を実施するとともに、保健・医療・福祉・教育分野の連携強化に取り組みます。
- ⑤ 運動機能障がいや知的障がい、発達障がい等のある子どもについて、早期からの適切な支援を行うために、市町が実施する各種乳幼児健診や医療機関での個別健診等の活用を通して、行政と医療機関との連携による障がい児等のフォローアップ体制の充実を図ります。
- ⑥ 母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の充実と、相互の連携を図ります。
- ⑦ 健康的な生活スタイルの確立を目指して、各種団体等で構成する県民健康づくり運動推進会議を中心に、障がい者はもとより県民全ての健康づくりを総合的に推進します。
- ⑧ 県内市町の保健活動の場となる市町保健センターの充実を図ります。

(2) 高齢化等を原因とする障がい発生の防止

- ① 高齢者が要支援、要介護状態にならないよう、また、要介護状態が悪化しないよう行われている介護予防事業の利用促進を図り、加齢に伴う障がいの発生防止および高齢者の自立支援に努めます。
- ② 第2次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり21」に基づき、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組み、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を図ることにより、健康寿命の延伸を目指します。

2 適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供

- ① 治療やリハビリテーションにより軽減が期待できる障がいについては、適切な医療を提供するとともに、医療機関、施設、自宅等のそれぞれの段階におけるリハビリテーション情報を把握しながら適切なリハビリテーションを受けることができる体制の構築を図ります。
- ② 「障害者総合支援法」に基づく自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）に必要な支援を行うとともに、医学的相談体制の整備など、適切な保健・医療サービスの充実を図ります。
- ③ 骨、関節等の機能や感覚器機能の障がい及び高次脳機能障害など、医学的リハビリテーションによる機能の維持・回復が期待できるものについては、病院から地域等までの一貫した医学的リハビリテーションの確保に努めます。

- ④ 保健・医療サービス等の提供機関による自主的な情報公開と、第三者評価を推進するとともに、各種行政サービス等を含めた情報を集約し、障がい者等が入手しやすい情報提供体制の充実を図ります。
- ⑤ 重度心身障がい者(児)に対し、市町と連携し、医療費を助成するとともに、国に対しては、全国一律の助成制度の創設を要望します。
- ⑥ 心身障がい者(児)の歯科疾患の予防、口腔の健康の保持増進を図るため、県口腔保健センターや巡回検診車による診療や歯科保健指導等を行い、より多くの障がい者が安心して歯科医療を受けることができる環境を整えます。

3 精神保健・医療施策の充実

(1) 精神保健福祉及び医療の提供等

- ① 県心と体の健康センター及び各保健所を核として精神保健相談や訪問指導等を実施するとともに、関係機関と連携しながら精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めることにより、自殺対策、ひきこもり対策、各種依存症対策などの心の健康の保持増進に取り組みます。
- ② 県民の精神的健康の保持増進、精神障がいの発生予防から社会復帰、リハビリテーションまで、精神保健福祉に関して、幅広く、総合的な機能を有する施設として県心と体の健康センターの充実を図り、その利用を促進します。
- ③ 入院患者の人権に配慮した適切な精神医療を確保するため、精神医療審査会等においての定期的な入院審査や精神科病院の実地指導の充実強化に努めます。
- ④ 病状悪化による緊急な精神科医療を必要とする精神障がい者等が迅速で適切な医療を受けることができるよう、県内における24時間365日の精神科救急医療体制を整備します。また、二次救急医療機関との連携を図ることにより、身体疾患等を併発した患者に対する医療体制の充実を図ります。
- ⑤ 認知症の早期発見や早期対応の促進、医療や介護等の連携強化や専門職への教育等を行う認知症疾患医療センターにおける取組みを強化するとともに、地域包括支援センター等における相談窓口の周知やコールセンターの設置など、誰もが気軽に相談できる体制の整備を推進し、認知症患者やその家族への支援の充実を図ります。

(2) 精神障がい者の早期退院及び地域移行の推進

- ① 精神障がい者とその家族が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者等の情報共有や連携強化を図るとともに、地域での受入条件を整えば退院可能な長期に入院する

精神障がい者に対しては、病院・施設・相談支援事業者・ピアサポーター等と連携を図り、社会的自立を支援し、地域生活への円滑な移行を推進するための体制整備に努めます。(再掲)

- ② 高齢の精神障がい者が地域生活へ移行又は地域生活を維持、継続するため、介護給付対象サービス等を必要に応じて提供するための市町の取組みを支援します。

4 難病等に関する施策の充実

- ① 保健所や難病相談支援センター等において、難病患者等のニーズに対応した日常生活上の悩みや不安に対する相談支援や家族の交流会を行うことによって、安定した療養生活の確保と難病患者及び家族の生活の質の向上を図ります。(再掲)
- ② 難病及び小児慢性特定疾病患者の医療費の自己負担を軽減するため、医療費等の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。
- ③ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供については、市町や事業者等において、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した対応が実施されるよう理解と協力の促進を図ります。(再掲)

5 高次脳機能障害に関する施策の充実

- ① 高次脳機能障害について、支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的支援を行うとともに、相談支援協力機関の設置による地域支援ネットワークの整備のほか、保健所において相談対応をはじめ、支援手法等に関する研修や連携会議、家族支援、普及啓発を実施するなど適切な支援体制の整備を図ります。
- ② 高次脳機能障害について、医学的リハビリテーションによる機能の維持・回復が期待できるものについては、病院から地域等までの一貫した医学的リハビリテーションの確保に努めます。

第4節 特別支援教育の充実

障がいのある幼児児童生徒が障がいのない幼児児童生徒と可能な限り共に学びながら、それぞれの年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、特別支援教育の一層の充実を図ります。

現状と課題

平成18年12月の国連総会で採択された「障害者権利条約」で、障がい者が積極的に参加・貢献していくことができる共生社会の形成に向けて、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの考え方が提唱されました。我が国は同条約を平成26年1月に締結しましたが、それに先立ち、平成23年8月に「障害者基本法」を改正し、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにする」ことを目的とした上で、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組みを進めることとしています。

この実現のためには、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育の一層の推進が必要となっています。

本県では、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級の在籍者、通級による指導を受けている児童生徒数は年々増加している上、障がいの重度化・重複化、多様化が進む傾向にあります。また、小・中学校、高等学校等の通常の学級に通う学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）といった発達障がいのある児童生徒への対応が、学校現場の課題として顕在化するなど、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に、きめ細かな教育が提供できる体制づくりが求められています。

そこで、これまで県では、県立特別支援学校の教育環境の整備や教育内容の質の向上を図るとともに、公立の幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校全において、特別支援教育校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名等による校内支援体制の整備を図るほか、教職員の資質向上、家庭や地域、関係機関との連携協力体制の構築等に取り組んできました。

今後とも、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える特別支援教育の充実を図っていきます。

1 インクルーシブ教育システムの推進に向けた特別支援教育の充実

(1) 学校や家庭、関係機関が連携した早期からの支援体制の構築

- ① 文部科学省と厚生労働省が連携して取りまとめた家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告も踏まえ、学校や家庭に加えて、医療・福祉・保健・労働等の関係機関が連携するネットワークを強化し、学校と地域が一体となった早期からの支援体制の整備に取り組みます。(再掲)
- ② 外部人材を活用した教職員研修の実施と関係機関との連携協力により、特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、小・中学校等への支援の拡充に取り組みます。

(2) 一人ひとりの障がいの状態や発達の段階に応じた指導・支援の充実

- ① 一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、小・中学校及び高等学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」それぞれの充実を図ります。
- ② 障がいのある幼児児童生徒に対する合理的配慮については、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、設置者・学校が本人・保護者の意見や体制面、財政面等を勘案して、提供に努めます。
- ③ 「えひめ特別支援パッケージ」(個別の教育支援計画や個別の指導計画等)の作成・活用を通して、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりに合わせた指導・支援の充実を図るとともに、幼児期から学校卒業後まで切れ目ない支援体制を構築します。

(3) 自立と社会参加を促進するキャリア教育の推進

- ① 企業や労働・福祉等関係機関と連携し、障がいの状態や発達の段階に応じたキャリア教育に早期の段階から取り組み、希望する進路の実現につなげます。
- ② 県内の雇用情勢や企業のニーズを踏まえた「愛顔のえひめ特別支援学校技能検定」を実施し、特別支援学校高等部卒業生の職業的自立を促進します。

(4) 共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進

- ① 障がいのある子どもに対する早期からの教育相談を行い、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人の障がいの状態や教育的ニーズ、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する体制づくりに取り組みます。

- ② 「心のバリアフリー」の実現に向け、障がいのある幼児児童生徒が障がいのない幼児児童生徒と行う交流及び共同学習を推進するとともに、地域住民と活動を共にする機会を積極的に設け、相互理解の促進を図ります。

2 教育環境の整備・充実

(1) 学校環境の整備・充実

- ① 知的障がいのある児童生徒を対象とする新居浜特別支援学校の分校を四国中央市に開設するほか、在籍幼児児童生徒数の増減や障がいの状態に柔軟に対応できるよう特別支援学校の施設・設備の充実を図ります。
- ② 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書をはじめとする教材の提供を推進するとともに、情報通信技術（ICT）の発展等を踏まえつつ、障がいの特性や教育的ニーズに応じた支援機器の活用を推進します。
- ③ 特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な幼児児童生徒に対応するため、適切に看護師を配置するとともに、たん吸引等を実施できる教員の養成を進めます。

(2) 特別支援教育に関する教職員の資質向上

- ① 管理職や特別支援教育に関わる教員に対して、体系的な研修を実施するほか、大学院等への教員派遣や特別支援教育に特化した教員免許状取得推進を図ることで、特別支援教育に関する専門性と指導力向上に努めます。
- ② 全ての教職員が特別支援教育に関して、一定レベルの知識を習得できるよう研修内容の充実を図ります。

第5節 雇用・就業、経済的自立の支援

雇用・就業対策は、障がい者の地域生活を支える重要な柱の一つであり、働く意欲のある障がい者の雇用や就業を促進するため、能力、適性に応じた雇用・就業機会の拡大、職業能力開発等について、労働、保健、福祉、教育等の関係部門・諸機関の連携により支援を行います。

現状と課題

障がい者が、地域において自立して生きがいのある生活を送ることができるようにするためには、経済的な基盤の確立が不可欠であり、その前提として、障がい者がその適性に応じて能力を最大限に発揮して働くことにより社会参加できる環境を整備するなど、関係機関の連携による一体的・総合的な支援が求められています。

このため、障がい者の雇用、職場定着等に向けた労働、保健、福祉、教育等の関係部門・諸機関の連携・支援体制を構築したうえで、企業における障がい者雇用への理解と取組みの促進、障がい者の職業能力開発の推進、労働条件や人権に配慮したうえでの障がい者の能力や特性等にに応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保等に取り組む必要があります。

また、企業などでの一般就労が困難な障がい者にとっては、障害福祉サービスとして提供される就労継続支援事業所での就労などの福祉的就労は、働く実感や喜びなど生きがいを得る場として重要な役割を果たしていることに加え、一定の収入を確保することで自立した生活を送ることができることから、工賃の引き上げに向けた取組みが必要です。

県内企業における障がい者就職件数は年々増加しており、障害者雇用率は令和元年6月時点で2.22%と過去最高を記録し、法定雇用率を達成しましたが、今後も引き続き、障がい者雇用の促進に取り組む必要があります。

また、本県においても、平成30年8月に、障害者雇用率の算定誤りにより、法定雇用率を達成していないことが判明しました。本来、公的機関は民間企業に率先して障がい者雇用を進める立場であることから、県では、再発防止を徹底するとともに、法定雇用率の達成に向け、障がい者の雇用拡大に努める必要があります。

具体的取組み

1 総合的な就労支援

- ① 福祉、教育、医療等から雇用への移行を一層推進するため、県内6つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターを活用して、障がい者の就業面、生活面における相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで一貫した支援を積極的に実施します。
- ② 愛媛労働局や愛媛障害者職業センターが実施する障害者トライアル雇用やジョブコーチ（職場適応援助者）等の制度を周知するとともに、障がい者と企業のマッチングや障がい者雇用企業への見学会、特別支援学校による職場体験としての現場実習等を通して、企業の障がい者雇用への理解促進や障がい者の就労を支援します。
- ③ 産業技術専門校において、障がい者を対象として、その特性に応じた職業訓練を実施するなど、障がい者の就労に繋げる支援体制の整備を図ります。
- ④ 障がい者が身近な地域で可能な限り多くの訓練機会を得られるよう、民間の教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等多様な職業能力開発資源を活用した委託訓練を実施します。
- ⑤ 一般就労をより促進するため、就労移行支援事業所等において、障がい者雇用に積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図ります。
- ⑥ 就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障がい者については、市町や関係機関と連携して、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を推進します。
- ⑦ 特別支援学校卒業生の企業への就労を進めるため、労働機関、福祉機関等との十分な連携の下、生徒一人ひとりの将来の就業に向けた個別の支援計画を策定、活用するなど在学中から卒業後までを通じた適切な支援を行います。

2 経済的自立の支援

- ① 障害年金等の受給資格を有する障がい者が、制度の不知・無理解により年金等を受け取ることができないことがないよう制度の周知に努めます。
- ② 心身障害者扶養共済制度（条例に基づいて心身障がいのある方に対して終身一定額の年金を支給する制度）の広報・啓発を行うことにより、加入を促進し、制度の維持・活用を図ります。

- ③ 県が所有・管理する施設の利用等に当たり、障がい者にとっての必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講じます。
- ④ 就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、事業所の経営力強化に向けた支援や共同受注化の推進等「愛媛県障がい者工賃向上計画」に基づいた取組みを推進します。

3 障がい者雇用の促進

- ① 障がい者の雇用促進を効果的に行うため、障がい者の職業生活全般にわたり労働、保健、福祉、教育等の関係部門・諸機関が連携を図りながら施策を推進します。
- ② 障害者雇用率制度の周知・啓発を図るとともに、障がい者を積極的に雇用する企業に対する顕彰制度のほか、障がい者を雇用する義務のある企業等に対して、法定雇用率の達成に向けた取組みを推進するよう働きかけ、併せて、各種助成金や支援措置の周知及び障がい者雇用に関するノウハウの提供等を行います。
- ③ 障がい者の職場見学、実習及び就労先受入企業の開拓、企業への障がい者雇用に対する理解促進を図り、障がい者と企業とのマッチングを支援します。
- ④ 県の物品調達等において障がい者を雇用する企業に対する優遇措置を実施し、県内企業の障がい者雇用を促進します。
- ⑤ 精神障がい者について、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正により、平成30年4月から障がい者の雇用義務の対象に精神障がい者が加えられたことを踏まえ、関係機関と連携のうえ、企業に対して精神障がいに関する理解の促進を図るとともに、雇用の促進や職場定着等、雇用の安定について周知・啓発を行います。
- ⑥ 県の機関においては、民間企業に率先して障がい者雇用を進める立場であることから、雇用拡大と法定雇用率の達成に向け、障がい者の雇用に努めます。
- ⑦ 県では、常時勤務による就労が困難な障がい者を最長3年間雇用し、就労経験を積む機会を提供する「えひめチャレンジオフィス」を通じて、民間企業等への就労（ステップアップ）を支援します。

4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

- ① 精神障がい、発達障がい等の特性に応じた支援の充実・強化について、ハローワーク等関係機関と連携して取り組むとともに、採用後に障がいを有することとなった方についても、円滑な職場復帰及び定着等、雇用の安定について支援します。

- ② 障がい者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、短時間雇用、在宅就業等に対応した障がい者の雇用機会の拡大を図るとともに、情報通信技術（ICT）を活用した働き方について、必要な支援、環境づくりに取り組みます。
- ③ 難病患者の雇用の促進のため、難病相談支援センターやハローワーク等の関係機関が連携し、就労における相談、情報提供等を行います。
- ④ 障がいの状態等により、一般就労への移行が困難な人の働く機会を確保するため、農福連携による農業分野等での就労促進に努めます。
- ⑤ 重度障がい等により常時介護を要する方への就労支援の在り方について、国の検討状況等を踏まえ、適切な対応に努めます。

5 障害者就労施設等からの物品・サービス等の調達機会の確保

- ① 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るために「愛媛県調達方針」を定め、全庁的に、可能な限り幅広い分野からの調達に努めます。
- ② 県庁舎内や県・関係団体が主催する行事等において、物品の販売機会を確保することに配慮し、一般県民からの調達機会の確保に努めます。
- ③ 障害者就労施設等の受注の拡大を図るため、市町や関係団体等と連携しながら、障害者就労施設等からの調達を全県的に推進します。

6 福祉的就労の底上げ

- ① 就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、事業所の経営力強化に向けた支援や共同受注化の推進等「愛媛県障がい者工賃向上計画」に基づいた取り組みを推進します。（再掲）
- ② 地域活動支援センターにおける創作活動や生産活動、小規模作業所における生きがいづくりや仲間づくり等を支援し、日常生活の充実や社会参加の促進を図ります。

第6節 福祉を支えるひとづくり

高齢化の進行や障がいの重度化、重複化等により、障がい者の介護ニーズや福祉サービスに対するニーズも多様化しています。これらのニーズに対応するため、保健・医療・福祉各分野における人的資源（マンパワー）の養成、確保に努めます。

現状と課題

人口の高齢化、核家族化等の進行によって、従来、家庭や地域社会が担ってきた介護機能は著しく低下しています。また、障がい者、高齢者の増加や在宅・通所の増加傾向に伴い、障害福祉サービスの利用者数は着実に増加していることに加え、障がいの重度化・重複化及び生活様式、意識の変化による各種ニーズの高度化、多様化が進んでいます。

このようなニーズに適切に対応し、障がい者が住み慣れた地域で、進んで社会に参加しながら、生き生きと、自立した生活が送れるようにするためには、福祉をはじめとする保健、医療等各種のサービスを提供する様々な専門的知識や技術を有した人々の支えや、ボランティア、NPO法人などを中心とした地域住民の幅広い支えが不可欠であり、さらには、身近な地域で相談支援等を行う相談支援専門員や障害福祉サービスの提供に係る管理を行うサービス管理責任者等の確保も重要です。

このため、保健、医療、福祉等各方面における質の高い人材・人的資源の養成・確保は、今後も重要な課題であり、特に、障がい者の地域生活を支えるためには、これらの知識や技術を有した人々による連携が強く求められることから、確かな専門性ととも、障がいそのものに対してより深い理解を有した多様な人材の養成・確保及び資質の維持・向上が必要になってきています。

具体的取組み

1 専門職員の養成・確保

- ① 県福祉人材センター等の充実、強化等により有資格者の掘り起こし等、人材の確保に努めます。
- ② 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士などの人材の養成に努めます。
- ③ 看護師等の養成施設の充実を図るとともに、看護教員や実習施設の確保に努め、教育内容の充実を促進します。
- ④ 県福祉総合支援センター、県心と体の健康センター及び保健所等の職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。

- ⑤ 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、公認心理師等のリハビリテーション等に従事する者や居宅介護等従事者等の質的・量的な充実を図ります。
- ⑥ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、市町と連携して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症向け意思疎通支援者、手話・点訳・音訳の各奉仕員（ボランティア）、発声訓練指導員などの専門的な人材養成に努めます。
- ⑦ 相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の相談支援や障害福祉サービス等に従事する者に対する研修を実施するとともに、特に、障がい児については、医療的ケア児等支援の総合調整を担うコーディネーター等の養成研修を行うほか、発達障がい児（者）の家族支援を行うペアレントメンターの養成に取り組めます。
- ⑧ ピアサポート・ピアカウンセリング等の障がい者・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の充実を図るとともに、ピアサポーターの育成に努めます。
- ⑨ 社会福祉施設の施設、設備等の改善や業務の省力化など社会福祉事業従事者の働きやすい職場環境の整備を進めます。
- ⑩ 福利厚生センター（ソウェルクラブ）への加入を促進するなど社会福祉事業従事者の健康増進やレクリエーション事業等の福利厚生事業の充実に努めます。

2 ボランティアの育成援助

- ① 県ボランティア・市民活動センターと連携し、ボランティア活動に必要な知識、技術等に関する研修の充実を図ります。
- ② ボランティア情報の提供サイトである愛媛ボランティアネットの活用を推進し、地域のボランティア活動の相談窓口、NPO法人等の活動推進団体等に対して、専門的な情報の提供を行います。
- ③ ボランティア活動について、啓発広報活動や福祉教育を促進するとともに、地域活動団体や企業等多様な主体が、自主的かつ主体的に参画できる仕組みづくりに取り組めます。

3 研修体制の充実

- ① 強度行動障がいや精神障がい、高次脳機能障害等の障がいの特性に応じた研修を実施し、従事する職員の資質の向上を図ります。
- ② 県在宅介護研修センターの活用を図り、家庭介護の知識と技術の普及に努めます。
- ③ 介護に関する知識や技術を普及させるため、家庭介護者が気軽に参加できるように配慮するなど多種・多様な研修の場づくりに努めます。

第7節 安全・安心な生活環境の整備

障がい者が住み慣れた地域社会の中で、安全で快適かつ文化的な生活を営むことができるよう、公共的施設や住宅の整備・改善、移動・交通対策の推進、人にやさしいまちづくりの意識啓発等を図り、誰もが住みやすい生活環境の整備に努めます。

現状と課題

障がいのある人も、ない人も、地域社会の一員として、安全で、快適かつ文化的な生活を営むことができるよう、誰もが住みやすい生活環境が整備されなければなりません。

その具体化を図るため、平成6年に建築物のバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定されるとともに、平成12年には公共交通機関や駅などの旅客施設を中心にバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、平成14年に制定された「身体障害者補助犬法」を含め、障がい者の社会参加と移動支援が推進されてきました。

平成18年には、総合的なバリアフリー化を推進するため、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が制定、平成30年5月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした同法の改正が行われ、「ユニバーサルデザイン行動計画2020」に基づき、誰もが安全で快適に移動できる「ユニバーサルデザインの街づくり」や「心のバリアフリー」の取組みなど、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化が推進されています。

また、県においては、平成8年に制定した「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、人にやさしいまちづくりに関する意識啓発と諸施策の総合的かつ計画的な推進を図り、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる施設の整備促進に努めているところです。

日常生活や社会生活を営む上で制約となっている社会的障壁の除去と、ユニバーサルデザインの観点に立った、生活環境面における各種の改善は、障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するために不可欠であり、共生社会の実現のため、より一層の改善を図ることが必要です。

具体的取組み

1 公共的施設と住宅の整備・改善

- ① 県や市町が設置・管理する官公庁施設、交通施設その他の公共施設については、バリアフリー化に努め、障がい者が円滑に利用できるような必要な配慮をします。
- ② 民間の事業者が設置・管理する公共的施設については、障がい者の利用の便を図る適切な配慮がなされるよう、関係機関が必要な助言・指導を行います。民間事業者の自発的な行動を尊重し、促しながら、その整備・改善を進めます。
- ③ 障がい者が行うバリアフリー改修等を促進し、日常生活上の便を図るため、市町を通じた日常生活用具の給付又は貸与や用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。
- ④ 「愛媛県地域住宅計画」に基づき、既存の県営住宅の計画的なバリアフリー改修事業を行うことにより、高齢者及び障がい者の居住の円滑化を図ります。
- ⑤ 一般住宅について、高齢者や障がい者に配慮した住宅構造・設備とするため、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示：平成21年改正）の普及啓発を行います。特に、公営住宅については、その先導的役割が担えるよう安全性、利便性に配慮したモデル的な整備を行います。
- ⑥ 障がい者等の民間住宅への円滑な入居の促進を図るため「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に基づく居住支援協議会を設立し、必要な情報の提供や相談支援体制の整備を促進します。
- ⑦ 障がい者が日常生活上の相談援助等を受けながら地域で自立した生活を送ることができるグループホームや公営住宅等の公的賃貸住宅の整備及びバリアフリー化を促進します。
- ⑧ グループホームで生活する障がい者が安心して生活できるよう、「建築基準法」、「消防法」等の基準に適合させるよう防火安全体制の強化を図ります。

2 移動・交通対策の推進

(1) 公共交通機関の整備促進

- ① 国と連携して、旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル）におけるエレベーター等の設置、段差の解消、改札口の拡幅、ホームにおける警告・案内ブロックの設置等の整備に加え、施設職員による介助の充実など障がい対応サービスの向上によるハード・ソフト一体的な取組みを推進します。

- ② 車両等（鉄軌道車両、乗合バス、船舶及び航空機）については、「バリアフリー法」等を踏まえて、低床式路面電車（LRT）や低床バスの導入、乗降を円滑にする乗降装置の設置、車内の車椅子スペースの確保等を推進します。
- ③ 公共交通機関の旅客施設及び車内において、触知案内板の設置、音声・視覚両面からの案内表示等情報案内システムの整備等、障がい特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進します。

(2) 道路、信号機等の整備促進

- ① 道路の整備に当たっては、歩道の幅員の確保と段差の切り下げ、無電柱化等の推進、視障がい者誘導用ブロック、音声案内設備や案内標識の効果的な設置など、障がい者等にやさしい通行空間の確保に努めます。
- ② 信号機については、灯器のLED化、音響機能や歩行者用青時間延長機能の付加、歩車分離式信号機の運用など、障がい者等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、障がい特性に対応した見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示の整備を図ります。

(3) 移動支援対策の充実

- ① リフト付きバスの運行、障がい者用に改造された自動車への助成、運転免許取得に対する助成、身体障害者補助犬の給付、ガイドヘルパーの養成・派遣、タンDEM自転車等の活用・普及など、多様な移動対策の充実を図ります。
- ② 公共交通機関やタクシーの運賃割引、有料道路や高速自動車道の通行料金の割引等について、その制度拡大（特に精神障がい者）を図られるよう、関係機関への働きかけを継続強化します。

(4) 事故防止対策の推進

- ① 障がい者（児）の交通事故を未然に防止するため、障がい者（児）の学習機会の増加や交通事故防止の啓発に努めます。
- ② 交通事故のない安全で快適な地域づくりを進め、交通事故による障がいの発生を防ぐため、交通安全県民運動等を積極的に推進します。

3 人にやさしいまちづくりの意識啓発

- ① 人にやさしいまちづくりを推進するため、「バリアフリー法」と「人にやさしいまちづくり条例」の理念の普及・啓発について積極的に取り組むとともに、子どもから大人まで、広く県民意識の高揚に努めます。

- ② 歩行が困難な身体障がい者等に供する目的で公共施設等に設置された専用駐車スペースの適正な利用を働きかけるため、パーキングパーミット制度（身体障がい者等用駐車場利用証制度）の普及に努め、歩行が困難な方々に配慮した共生社会づくりを推進します。
- ③ 外見では分かりにくい障がい者等の外出を支援するため、関係団体や民間事業者と連携して、周囲に支援や配慮の必要性を示す「ヘルプマーク」の普及啓発に努めます。
- ④ 緊急時や災害時等に、障がい者が障がい特性に応じた支援を受けやすくするため、必要な支援や配慮を意思表示する「ヘルプカード（障がい者意思表示カード）」の普及啓発に努めます。

第8節 防災・防犯対策の推進

障がい者が地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・防犯対策の推進及び消費者被害からの保護等を図るため、災害時の障がい者支援体制の整備や防犯に対する意識啓発、悪質商法などによる被害防止に努めます。

現状と課題

平成30年7月に発生した西日本豪雨災害において、本県では、梅雨前線の停滞や線状降水帯の発生により、南予地域を中心に県下各地で甚大な被害が発生しました。

特に宇和島市、大洲市、西予市、松山市及び今治市では、土砂災害や河川の氾濫により大きな被害を受け、災害による死者が27名、避難生活中の体調不良で亡くなった方が6名、安否不明者が1名を数えたほか、住家被害は県内で全壊627戸、半壊3,116戸、床上・床下浸水を加えると6,657戸にのぼるとともに、最大で12市町、31,068戸が断水するなど、甚大な被害が発生しました。

このような大きな被害の発生は、本県では、平成16年の連続した台風来襲時以来でしたが、近年、日本全国で、集中豪雨や台風による想定を上回る災害が発生し、甚大な被害に見舞われています。

加えて、本県では、南海トラフを発生源とする大地震（南海トラフ地震）が、今後、高い確率で発生することが予想されており、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児等の特に配慮を要する方（要配慮者）や、これらの方のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方（避難行動要支援者）の安全を確保することが重要な課題となっています。

このため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報を把握し、関係者と共有することにより情報伝達体制を整備するとともに、自らの安全は自らで守る「自助」、地域において互いに助け合う「共助」、県及び市町等の公的機関がこれらを補完し行う「公助」を基本として各関係機関が連携し、様々な災害に備える必要があります。

また、障がい者が犯罪や悪質商法による消費者被害等に巻き込まれないために、障がい者の防犯及び消費者トラブルに対する意識の高揚を図るとともに、防犯対策や消費者被害の未然防止に向けた仕組みづくりが大切です。

ぐたいてきとりく 具体的取組み

1 防災対策の推進

- ① 「愛媛県地域防災計画（風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編、原子力災害対策編）」に基づき、障がい者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下で、市町の地域防災計画の作成や防災訓練の実施等の取組みを促進し、災害に強い地域づくりを推進します。
- ② 災害発生時及び災害が発生するおそれがある場合において、市町や関係団体と連携して、障がい者に対して迅速かつ適切に必要な情報を伝達できる体制の整備に取り組みます。
- ③ 高齢者や障がい者が災害や異変、事故等に見舞われた際の、関係機関への緊急通報システムの整備を促進するとともに、市町と連携して、障がいの特性に配慮した防災機器等や聴覚障がい者用通信装置・情報受信装置、火災警報器、自動消火器等必要な日常生活用具の普及を図ります。
- ④ 災害時に支援が必要障がい者（避難行動要支援者）について、情報収集や避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援ができるよう、障がいの特性に応じた個別の避難支援計画の策定など、市町における体制整備を支援します。
- ⑤ 災害時に、障がい者が避難所（特に福祉避難所）において、必要な物資の確保を含め、障がい特性に応じた支援を受けることができるよう、市町と連携して、避難所運営マニュアル等の整備や、手話や要約筆記等による意思疎通支援者の養成・派遣、「ヘルプカード」の普及啓発に努めます。
- ⑥ 福祉避難所の機能強化・整備促進に取り組む市町に対する支援を行うとともに、関係団体で構成する災害時福祉支援地域連携協議会において、災害時の福祉支援に関する課題や、福祉避難所等の人材確保、運営方法等の検討・協議を行い、総合的な災害時の福祉支援体制の構築に努めます。
- ⑦ 災害発生時及び発生後の福祉・医療サービスの提供について、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。
- ⑧ 自力避難の困難な障がい者等が利用する福祉施設等が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、重点的に土砂災害対策に取り組みます。
- ⑨ 水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、市町と連携して、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を支援します。
- ⑩ 障害福祉サービス事業所等における防災計画の作成や避難訓練の実施、生活物資の備蓄等を促し、災害発生時に適切に対応できる体制の整備を図ります。

- ⑪ 障がい者の有無にかかわらず、一人でも多くの県民が「自らの命を守る」行動をためらうことなく行えるよう、パンフレットやDVD等の作成、防災意識啓発講演会や研修会、県民総ぐるみの防災訓練等の実施により、防災意識の向上に努めます。

2 防犯対策の推進

- ① 平成25年4月に施行された「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、地域住民、事業所、関係機関・団体、自治体等と協働して、県民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪の抑止のための生活環境整備に取り組みます。
- ② 事件・事故時のファックス、メール、携帯電話等による緊急通報について、その利用の促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・適切な対応を行います。
- ③ 犯罪や非行をした者等の立ち直りや再犯の防止に向け、社会復帰を困難としている問題の解消を図るため、地域において必要な支援や情報の共有を図る体制の構築等に取り組みます。
- ④ 平成28年7月に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、障害者支援施設等を利用する障がい者が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取り組みを促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築に努めます。

3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- ① 障がい者の消費者トラブルや被害からの救済に関して必要な情報を提供し、県消費生活センターや市町の相談窓口を広く周知することにより、障がい者の消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。
- ② 市町への見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)の設置を促進し、障がい者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等地域の多様な主体の連携・協働により、障がい者の消費者トラブル被害の未然防止及び拡大防止に努めます。
- ③ 県消費生活センター等におけるファックスやメール等での消費者相談の受付など、個々の障がい者の特性に配慮した消費生活相談に努めます。
- ④ 「第二次愛媛県消費者教育推進計画」を踏まえ、障がい者及び支援者を対象に、出前講座の実施や各種消費者関連行事や研修への参加を促すとともに、見守りネットワークを活用した訪問支援を強化・拡充することで、消費者教育を推進します。

第9節 差別の解消及び権利擁護の推進

全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」及び「愛媛県障がい者理由とする差別の解消の推進に関する条例（愛媛県障がい者差別解消条例）」に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取り組みを推進します。

現状と課題

障がい者の基本的人権を守り、自立と社会参加を支援し、障がいのある人もない人も地域で共に安心して暮らしていくためには、障がいを理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為をなくさなければなりません。

平成18年12月、国際連合の総会で障がい者に関する初めての国際条約である「障害者権利条約」が採択され、我が国も平成19年に署名しましたが、我が国は条約の締結に先立ち、国内法の整備を推進し、平成23年には「障害者基本法」の改正及び「障害者虐待防止法」の制定、平成24年には「障害者優先調達推進法」の制定及び「障害者自立支援法」の改正（「障害者総合支援法」の制定）、平成25年には「障害者差別解消法」の制定等を行い、これらにより国内環境が整ったとして、平成26年1月に「障害者権利条約」を締結しました。

「障害者差別解消法」では、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、提供に当たって場所・時間帯等を制限する、障がいのない人に対しては付されない条件をつけるなど、「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、日常生活や社会生活を営む上で制約となっている事物、制度、慣行、観念その他一切の「社会的障壁」を取り除くための「合理的配慮の提供」が求められています。

県では、「障害者差別解消法」をより実効性のあるものにするるとともに、障がいに対する県民の理解と関心を深めるため、平成28年4月に「愛媛県障がい者差別解消条例」を施行しました。また、「障害」という言葉について、「害悪」等の負の印象がある「害」の字が使われることに差別感や不快感を持つ方の心情に配慮するとともに、県民の理解の一層の促進を図り、共生社会の実現を目指すため、「障害」の「害」の字をひらがな表記としました。

また、平成24年10月施行の「障害者虐待防止法」や、平成26年3月施行の「愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例（家庭の絆見守り条例）」に基づく障がい者虐待の防止に向けた取組みを推進するとともに、成年後見制度の利用促進など、障がい者の権利を擁護する取組みを引き続き支援する必要があります。

具体的取組み

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ① 「障害者差別解消法」及び「愛媛県障がい者差別解消条例」に基づき、障がいを理由とする不当な差別的な取扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障がいを理由とする差別の解消に向けて着実に取組みを進めます。
- ② 障がいのある人に対する差別に関する相談窓口や差別事例の審議を行う障がい者差別解消調整委員会、関係機関の連携を強化する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、差別解消に関する体制の整備を推進します。
- ③ 雇用分野における障がい者に対する差別の禁止等の措置（合理的配慮の提供義務）が規定された「改正障害者雇用促進法」（平成28年4月施行）に基づき、県内企業における障がい者と健常者との均等な機会及び待遇の確保を促進するとともに、障がい者の有する能力を有効に発揮できる職場づくりを支援します。
- ④ 「障害者差別解消法」の意義や趣旨、求められる取組み等について、県民全体の理解を深めるため、研修やイベントなどで普及啓発に努めるとともに、関係機関等の連携を図ります。

2 障がい者の権利擁護の推進、虐待の防止

(1) 障がい者（児）虐待の防止

- ① 「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障がい者虐待防止・権利擁護セミナー等研修会を開催することにより、一般の方への周知や関係職員のスキルアップに取り組めます。
- ② 県障がい者権利擁護センターや市町の障がい者虐待防止センターにおける虐待に関する通報・相談対応スキルの向上を図り、虐待の早期発見と未然防止に努めるとともに、虐待を受けた障がい者（児）及び養護者を支援します。

- ③ 知的障がい者権利擁護関係機関連携会議や知的障がい者虐待防止地域ネットワーク会議の開催等を通じて、県、市町、労働局、県警等関係機関の連携を強化し、虐待通報への適切な対応を図ります。

(2) 成年後見制度等の適切な利用

- ① 知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、市町及び相談支援事業所等関係機関と連携し、普及啓発及び利用促進に努めます。(再掲)
- ② 市町の職員や相談支援専門員等を対象とした研修の内容に含めるほか、法人後見の利用を促進するなど、地域において成年後見制度が利用しやすい体制の整備に努めます。
- ③ 知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助、情報提供及び日常生活における金銭管理等を行い、地域において自立した生活が送れるよう、支援します。

(3) 行政機関における配慮等

- ① 県関係機関等における事務・事業の実施に当たっては、「障害者差別解消法」等に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、ハード・ソフト両面にわたり、必要な環境整備を進めます。
- ② 県や市町等の職員が障がい者に対する理解を深め、合理的配慮や障がい特性に応じた適切な対応ができるよう必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。

(4) 選挙等における配慮等

- ① 障がい者が、適切に選挙権を行使することができるよう、政見放送や選挙公報等において、障がい特性に応じた情報提供に取り組みます。
- ② 移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等、障がい者が投票しやすい環境づくりに努めます。

第10節 芸術文化活動・スポーツ等の振興

芸術文化活動やスポーツ、生涯を通じた多様な学習活動などは、障がいの有無にかかわらず、日常生活の中でゆとりと生きがいを持って充実した生活を送るために必要不可欠なものであることから、その活動を支援するとともに、環境整備を推進し、障がい者の社会参加の促進に努めます。

現状と課題

障がい者が地域社会の一員として、その人らしくありのままに、住み慣れた地域で暮らすためには、障がい者を取り巻く様々な障壁を取り除くことに加えて、障がい者一人ひとりの心身の健康の保持増進が必要です。

芸術文化を創造し、享受することは、障がいの有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであり、地域において、障がい者の芸術文化活動を通じた交流等を促進することは、障がいへの理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築するため、重要なことです。

国においては、芸術文化活動の振興を図るため、平成30年6月に「障害者文化芸術活動推進法」を施行、平成31年3月に「障害者文化芸術活動推進基本計画」を策定しました。

本県では、令和元年6月に、障がい者の芸術文化活動を総合的に支援する拠点として「県障がい者アートサポートセンター」を設置し、10、12月には、初の取組みとなる「障がい者芸術文化祭」を開催しており、引き続き、障がい者の芸術文化活動を支援し、生きがいづくりと社会参加を一層促進していくことが必要です。

また、スポーツは、障がい者にとって健康の保持増進及び身体的機能の回復・向上だけでなく、明るい希望と勇気を養うものであり、自立と社会参加を図るうえで大きな役割を果たしており、平成23年8月施行の「スポーツ基本法」の基本理念では、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と定められています。

平成29年10月に本県で開催した国内最大の障がい者スポーツの祭典である第17回全国障害者スポーツ大会「愛顔つなぐえひめ大会」は、県民総ぐるみの大会となり、障がい者スポーツの意義や素晴らしさを共有し、障がい者に対する理解と交流の輪が広がる大会となりました。本大会を契機に、さらに、県民の障がい者に対する理解を深め、スポーツ等を通じた障がい者の社会参加について一層の推進を図ることが重要です。

障がい者が芸術文化活動やスポーツ、生涯を通じた多様な学習活動などの様々な社会活動に参加することは、生活を豊かで潤いのあるものとし、日々の生活の中に喜びや生きがいを見出すなど、生活の質を高めるものであることから、その活動を支援するとともに、環境整備を推進していく必要があります。

具体的取組み

1 芸術文化活動の推進

- ① 障がい者が芸術文化活動に親しむことができるよう、障がい者の利用に配慮した誰もが利用しやすい施設・設備の整備等を推進します。
- ② 障がい者芸術文化祭の開催等により、作品展や舞台公演などの発表の機会を確保するとともに、芸術文化活動を通じた地域との交流を促進します。
- ③ 県及び市町広報等により、全国障害者芸術・文化祭や県民総合文化祭、障がい者芸術文化祭や市町における芸術文化活動への参加を呼びかけるとともに、障がい者の参加しやすい環境整備を促進します。
- ④ 民間支援団体と協働し、芸術性の高い作品や作者を発掘するとともに、これらの作品や作者に対して発表の機会を確保します。
- ⑤ 障がい者のニーズに応じた芸術文化活動を支援する人材の育成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり、情報収集・発信等を行い、障がい者の芸術文化活動に対する支援体制の充実を図ります。
- ⑥ 生涯学習活動などを通じて、芸術文化活動等に自ら参加する障がい者の意識啓発を図ります。
- ⑦ 障がい者福祉推進愛媛県大会や視覚障がい者文化祭等、障がい者自身や障がい者関係団体による様々な芸術文化活動に関する取組みを支援し、障がい者の芸術分野における裾野の拡大を目指します。
- ⑧ 福祉施設、教育機関等における障がい者の創作的活動等の芸術文化活動を充実させます。

2 スポーツ等の振興

- ① 県障がい者スポーツ大会等県レベル又は地域レベルにおけるスポーツ大会をさらに充実させるとともに、全国障害者スポーツ大会など全国レベルの各種競技大会、パラリンピックなどの国際大会へ積極的に選手を派遣します。
- ② 県障がい者スポーツ協会の活動をはじめ、各障がい者スポーツ団体や障がい者が自主的に取り組んでいるスポーツクラブ等の活動を支援し、障がい者のスポーツ分野における裾野の拡大を目指します。

- ③ 障がい者がスポーツ活動や観戦を楽しむことができるよう、障がい者の利用に配慮した誰もが利用しやすい施設・設備の整備等を推進します。
- ④ 全国レベルの障がい者スポーツの審判員及び障がい者スポーツ指導員の養成について、引き続き、各種競技団体の理解と協力を得て推進します。
- ⑤ 障がい者団体や特別支援学校、競技団体等とのネットワークを活用しながら、選手及びチームを継続的に支援することで、第17回全国障害者スポーツ大会以降の競技力の継承・発展を図ります。
- ⑥ 第17回全国障害者スポーツ大会の開催で培った選手の育成・強化を礎に、令和2年(2020年)の東京パラリンピック競技大会などの国際大会で活躍できる本県選手の発掘・育成に努めます。
- ⑦ 第17回全国障害者スポーツ大会の開催を契機に深まった障がい者理解の機運を更に拡大させるため、障がい者を支援するサポーターの育成等に努めます。
- ⑧ 第17回全国障害者スポーツ大会の開催を契機に、育成強化を図った手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援について、市町と連携して、一層の充実を図ります。
- ⑨ 障がい者の体力状況、交流、余暇活動等に資するため、各種レクリエーション活動を推進し、環境設備や必要な支援を行います。
- ⑩ eスポーツなどの障がい者と健常者の区分のないスポーツを推進します。

3 生涯を通じた多様な学習活動の推進

- ① 障がい者を含めた県民一人ひとりが学びたいときに学ぶことができる学習機会の確保や学習情報の提供に努め、障がい者の主体的な生涯学習を総合的に推進します。
- ② 障がい者が生涯学習活動に気軽に参加できるよう、障がい者の利用に配慮した誰もが利用しやすい施設・設備の整備等を推進します。
- ③ 「読書バリアフリー法」の趣旨に基づき、国と連携を図りながら、視覚障がい者等の読書環境の整備促進に努めます。(再掲)

第11節 国際交流の推進

国際化の進む今日、国際交流・国際協力は、障がい者の社会参加を促進し、生活の質を高めるために、重要なものであることから、障がい者の国際交流の推進、地域に住む外国人との交流の促進等に努めます。

現状と課題

昭和56年の「国際障害者年」を契機として、「国連・障害者の十年（1983～1992年）」に続く取組みとして、「アジア太平洋障害者の十年（当初1993～2002年、二度の延長により現在は2013～2022年）」や、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標（SDGs）」など、国際的な取組みが相次いで実施され、障がい者施策においても、国際交流・国際協力の推進が求められております。

障がい者をはじめ県民全てが、国際社会の一員として、国際的な視野を持って障がい者を取り巻く様々な問題に取り組み、また、国際性豊かな人づくりを進めるために、なお一層の国際交流・国際協力の推進が必要です。

具体的取組み

1 障がい者の国際交流の推進

国の施策との連携を図りつつ、障がいに関する国際会議、パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックスなどの障がい者の国際スポーツ大会への参加や、「アジア太平洋障害者の十年」への対応などを通じて、障がい者の国際交流・国際協力の推進に努めます。

2 地域に住む外国人との交流の促進等

障がいのある外国人に対しては、適切な保健福祉サービスの提供に努めるとともに、障がい者と地域に住む留学生をはじめとする外国人との交流会の開催など、地域における相互理解の促進のため、民間の国際交流団体の活動を支援します。